平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市草牟田町５番地16　ＯＫビル303号
債務者　坂口千絵子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５０号
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3617番地324
高千穂団地１―105
債務者　小原　崇寛
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
鹿児島県霧島市国分下井843番地
債務者　本村　涼子（旧姓下深迫）
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳375番地２　パストラル三池原２棟102号
債務者　平山　淳二
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３９１６号
東京都目黒区中町２丁目27番１号
破産者　株式会社エム・アンド・エム・アソシエイツ
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８０１号
東京都練馬区大泉学園町８丁目６－９―108
破産者　池田　　厚
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８１１号
埼玉県上尾市大字原市2233　イワサキ上尾ハウスＢ―102
破産者　瀬上　優花
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８３２号
東京都練馬区光が丘２丁目７－６―204
破産者　中村　春江
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８４３号
東京都多摩市落合４丁目５－３―208
破産者　東田　　元
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７２号
東京都板橋区成増２丁目24―７―301
破産者　藤澤　雪良
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７３号
東京都練馬区豊玉北２丁目７―16―306
破産者　神林　英夫
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８７４号
東京都練馬区豊玉北２丁目７―16―306
破産者　神林　啓子
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９１２号
東京都世田谷区千歳台４丁目８－９―303
破産者　西川　敏行
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９２１号
神奈川県川崎市高津区上作延284―１―302
破産者　米原麻由美
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９３６号
東京都大田区大森東４丁目34―６室田方
破産者　根岸　憲司
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９３９号
東京都荒川区南千住７丁目31―３―112
破産者　木下　珠美
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９５９号
東京都練馬区関町北４丁目33―25―602
破産者　舩形　武志
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９６６号
千葉県松戸市二十世紀が丘萩町104―105
破産者　稲葉　一穂（旧姓小西）
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９９６号
神奈川県茅ヶ崎市若松町７－４―201
破産者　上田　陽子
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５０３１号
東京都品川区西五反田３丁目７－６―2004
破産者　柳田　美樹（旧姓小森）
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部